

日本の新聞にみる「発達障害」¹ 概念の使用²
—1984年から2014年までにおける『朝日新聞』および『毎日新聞』
の関連記事に対する定量・定性的分析より—

The Concept of *Hattatsu Shogai* (Developmental Disabilities/Disorders) in Japanese Newspapers Quantitative and Qualitative Analyses of Articles in *The Asahi Shimbun* and *The Mainichi Shimbun* from 1984 to 2014

宮崎 康支

Yasushi Miyazaki

Despite having been recognized as a medical concept for several decades, *Hattatsu Shogai* (developmental disabilities/disorders) has just been introduced as a policy term in social welfare and education contexts in Japan during the last decade. In particular, following the debate and passage of the special act for *Hattatsu Shogai* in Japan in 2004, the news coverage on *Hattatsu Shogai* sharply increased. This paper examines public discourse regarding the concept of *Hattatsu Shogai* in two major Japanese newspapers using qualitative analysis within the theoretical framework of Critical Discourse Analysis (CDA). Moreover, as a linguistic case study, the paper examines the frequency of negation. By these analyses, this paper discovers a correlation of negation usage with policy actions in social welfare and special education.

キーワード：日本、発達障害、ディスコース、否定表現

Key Words : Japan, *Hattatsu Shogai* (Developmental Disabilities/Disorders), Discourse, Negation

1. はじめに

「発達障害」という言葉がある。近年、筆者は福祉や教育に携わる人々と話をする中で、「発達(障害)の人が増えて大変なんですよ」との声を耳にすることが多くなった。書店に行く

と、「発達障害のある子ども(人々)とのかかわり方」や「アスペルガー症候群とは何か」などといった題材をとりあげた書籍をよく目にする。これらの書籍が平積みになされているという現状がある。そして、多弁ではない、逆に多弁すぎ

1 「障害」の表記については、「障がい」、「しょうがい」などといったひらがな表記の使用や、『常用漢字表』に含まれない「碍」の字を用いた「障碍」表記への書き換え、「チャレンジド」への言い換えなどの議論がある(杉野, 2014)。障害者に対する偏見除去のための表記の書き換えが主張される一方(村上他, 2013)、杉野(2014)はこの問題を、当事者のアイデンティティに任せるべき問題であるとしている。しかし、本稿においては行政概念、医学概念、そして人文社会科学における学術概念を示す表記として「障害」が主に用いられていると判断し、とくに断りのない限りは「障害」表記を使用する。

2 この論文は社会言語科学会第36回大会(於：京都教育大学)および国立国語研究所時空間変異研究系公開研究発表会 Japanese Language Variation and Change Conference 2016 (於：国立国語研究所)にて行った報告の内容に大幅な加筆修正を施したものである。また、2015年に関西学院大学総合政策学部にて行われたリサーチ・フェア2015において報告した内容も反映させている。これらの行事において貴重なコメントをいただいた出席者各位に、この場を借りて御礼を申し上げます。

る、特定の読み書きや計算ができない、あるいは不注意なミスが多い…そのような発達障害の当事者を前に、「どうすればよいのか」と途方に暮れている人々が少なくない。

文部科学省(2012)は2012年2月から同年3月にかけて岩手、宮城、福島を除く全国の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を対象として、特別支援教育のニーズに関する調査を実施した。それによると、「質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」という項目に該当した児童生徒の推定値(95%信頼区間)は6.5%であった。³ この数字が伝えていることは、100人の児童のうち6人前後に発達障害が疑われるということである。また、40人の学級のうち2人前後に特別支援が必要である、という単純計算が成り立つ。つまり、どの学級においても、また、成人および社会人の段階においても、無視のできない数字が目前にあることになる。

しかし、こういった現象の背景について論じられることは少ない。筆者の研究は、ここに焦点を当てている。発達障害が社会的な概念として発生したメカニズムを解明することや、そのメカニズムにいかにして言語面で介入すれば当事者たちの自立支援に寄与できるか、といった点に主眼をおいている。本稿はその一部として、新聞記事における発達障害の概念の語られ方を論じるものである。

日本において発達障害は、従来から身体や

精神の発達上の遅れを指す医学的概念として用いられ、身体障害を含む概念であった(市川, 2008)。ところが、西暦2000年前後の学習障害関連施策や発達障害者支援法施行、そして特別支援教育の導入などによって、おもに自閉症スペクトラムや学習障害、注意欠陥多動性障害などを指す行政上の概念としても普及するにいたった(木村, 2015)。そして、現在においては教育および福祉の文脈において広く用いられる概念である。現在の発達障害施策における根拠法のひとつである『発達障害者支援法』(平成十六年法律十二月十日法律第六十七号)は、発達障害を以下の通りに定義している⁴。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

(『発達障害者支援法』(平成十六年法律十二月十日法律第六十七号)第二条第一項)

それでは、マスメディアは発達障害にどれほど関心を寄せてきたのであろうか。図1は、日本における有力紙5紙(『朝日新聞(朝日)』、『毎日新聞(毎日)』、『読売新聞(読売)』、『日本経済新聞(日経)』、『産経新聞(産経)』)のオンライン記事データベース⁵より、「発達障害」の検索語によって検出された記事の経年推移で

3 ただし、文部科学省(2012:3)は以下の留意事項を示している。

[...]担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

つまり、これは医学的な診断に基づくものではなく、むしろ学校教職員の実感に基づくものであり、調査結果にはディスコースの影響がたぶん疑われるともいえる。

4 発達障害の定義は一概ではない。これはあくまでも日本における行政上の定義である。

5 各紙のオンライン記事データベースの名称は次の通りである。『朝日新聞』は「聞蔵 II ビジュアル」、『毎日新聞』は「毎索」、『読売新聞』は「ヨミダス歴史館」、『日本経済新聞』は「日経テレコン」、そして『産経新聞』は「The Sankei Archives」である。

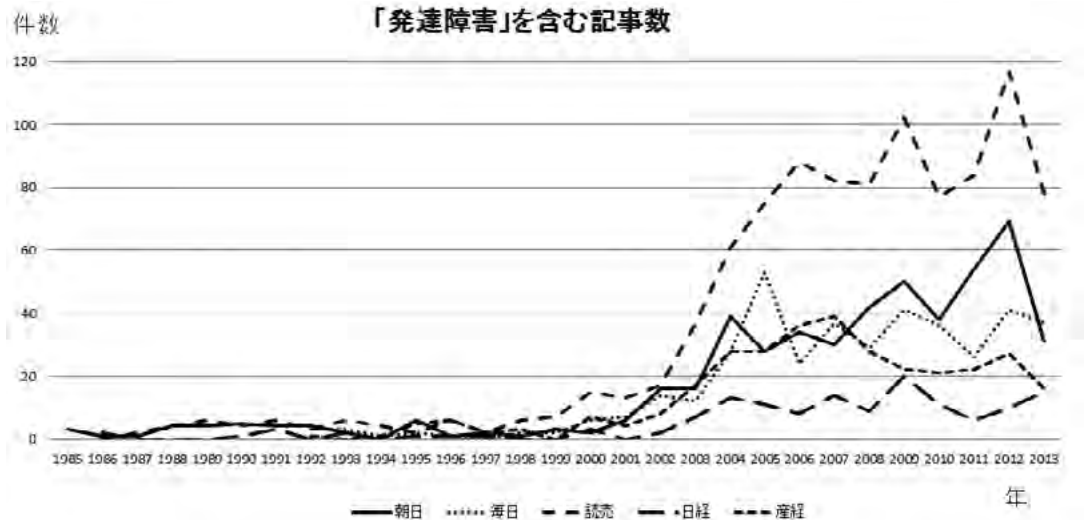


図1 検索語「発達障害」を含む記事データの数

ある（宮崎，2014⁶）。西暦2000年前後よりその件数が各紙において大きく上昇している。

新聞が現在においても世論形成において大きな影響力を持つメディアであることを考えると、次のことが示唆される。つまり、西暦2000年代にいたるまで新聞記事において発達障害の認知度は低く、21世紀に入ってからそれが上がってきた、ということである。

この背景として宮崎(2014)は、発達障害者支援法の成立のほか、西暦2006年における『学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）』改正による特別支援教育⁷政策の導入などを挙げている。また、法政策上の動きとしては2011年の『障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）』改正によって発達障害が「精神障害（発達障害を含む）」と表記される形で公的な支援対象に位置

付けられたことも挙げられるであろう。

そもそも、一部の精神科医など実践家たちの中には、発達障害は疫学的に増加しているというよりも社会的に「増やされている」のではないかと疑う向きもある。清水(2005)が、かつての日本において偏屈ながらも技に磨きをかけてきた職人の例を挙げている。現代の日本においては、彼らも発達障害の診断を受けたかもしれない。以前ならば診察を受けなかったような子供までも精神科を受診するようになった、と驚きを隠さなかったのは石川(2005)である。そして、彼らは発達障害者支援法などの政策により支援の対象となった。小坂(2009)はこのような現象を「政策対象化」と呼んだ。それでは、そのような政策行動を一国の政府にとらせたディスコースは、いかにして形成されてきたのか。本稿はその手がかりとして、マスメ

6 このグラフは宮崎(2014)にて発表されたものであるが、本稿掲載のために書式が加工されている。なお、グラフの読み方については以下の事項に注意されたい。

(1)このグラフの意図は各紙ごとの件数の比較ではなく、経年変化の可視化である

(2)『朝日新聞』、『毎日新聞』、『日本経済新聞』、そして『産経新聞』については東京朝刊全国面に絞り、『読売新聞』についてはデータベース検索システムの仕様により、地域の特定をしなかった

7 文部科学省は広報媒体において特別支援教育を次のように定義している。

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。（文部科学省，2015，para. 1）

この改革により、従来の特殊教育においては特殊教育の対象に含まれていなかった「知的障害をもたない」発達障害児が特殊教育の対象として扱われるようになったともいえる。

ディアにおける言語使用に着目し、質的・量的両面から検討を試みる。

2. 先行研究

医学および心理学の観点から、発達障害の治療法の研究が古くからなされてきた。それに加えて、発達障害が社会問題となった背景について、社会科学やジャーナリズムの領域においていくらかの考察がなされてきた。

立岩(2014)は発達障害者本人の公刊手記を分析し、社会的不利の責任を本人のみに帰することに対する抵抗の根拠として、発達障害の概念が用いられてきたことを指摘した。鈴木(2013)は、少年犯罪の増加に医学的概念が持ち込まれたことで発達障害の概念が知られるようになった、と述べている。Goto(2008)は犯罪に対する社会防衛の思想が発達障害の概念が普及した背景にあることを示唆している。

マスメディアにおいて、発達障害のみならず障害というものは、必ずしも肯定的にとらえられる概念ではなかった。野沢・北村(編)(2006)はジャーナリズムの現場における知見や当事者の意見を論集の形にまとめ、メディアにおいて発達障害への認識を深めるための啓発をおこなう必要性を説いた。一方、Teruyama(2014:32)は発達障害の当事者を対象としたフィールドワークに先立っての論点抽出を目的として新聞記事の内容を分析した。そこで、社会における障害への認識は医学よりもむしろ教育的ないし司法的な専門性によって広げられていることを指摘した。

マスメディアにおける発達障害⁸のディスコースについての研究は、筆者が見た限り日本国内では公表されていない。そもそも、日本の法律における「発達障害」の定義は日本特有のものであり、アメリカ合衆国(アメリカ)における精神医学の診断基準である*Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth Edition (DSM-5)* (APA, 2013)における分類とも異なる。⁹ 日本の法的定義において発達障害に含まれる自閉症やアスペルガー症候群に関する、マスメディア上のディスコースについての研究は、海外においては公表されている。¹⁰ しかし、日本特有の概念ともいえる発達障害の社会におけるつくられ方を考えるためには、人間社会におけるコミュニケーションの最たる道具のひとつである言語の意味と文脈を精密に見る必要がある。ここに、言語に焦点をあてた本研究の独自性があると筆者は考える。

そして筆者は、発達障害を医学の問題としてのみとらえることには無理があるとも考えている。むしろ、社会における相互作用的な現象としてこの問題をとらえることで、当事者の生活上や政策立案に資する知識の創出が可能になるのではないだろうか。このように、従来の医学や心理学が考えてきたような器質的な視点のみならず、社会環境的な視点の分析が、社会問題として認知されつつある発達障害の当事者を支援するにあたっては、間接的にせよ有効になると考えられる。

8 これは、発達障害者支援法における発達障害の定義に沿った場合にいえることである。知的障害が発達障害に含まれる、との従前の認識に立てば、知的障害に関するディスコース研究は日本にも存在するので、発達障害に関するディスコース研究は日本に由来から存在したことになる。

9 DSM-5にはNeurodevelopmental Disorders(神経発達障害)という分類があり、学習障害や注意欠陥多動性障害(AD/HD)などが含まれている。これらは、発達障害者支援法における発達障害の定義に含まれている。一方で、Neurodevelopmental Disordersには、発達障害に含まれない診断が多く含まれている。また、DSMの第5版(DSM-5)への改訂にあたっては、自閉症とアスペルガー症候群はAutism Spectrum Disorder(自閉症スペクトラム障害)に包含された。

10 たとえば、O'Dell and Brownlow (2005)による、三種混合ワクチンと自閉症発症の関連についての新聞記事を分析した研究がある。

3. 研究方法

3.1 データ

次に、本稿において用いるデータの概略を述べる。日本における代表的な全国紙である『毎日新聞』(東京朝刊)および『朝日新聞』(同上)の新聞記事データベースにおいて「発達障害」の検索語を用いて記事を検索した。日本にはいわゆる有力紙とされる新聞が5紙あるが、今回は特に社会福祉や教育の課題への関心が高い2紙を選定した。

『朝日新聞』および『毎日新聞』の記事データベースにおいて、「発達障害」の検索語により記事データを抽出した。『朝日新聞』における該当件数は1984年8月から2014年10月7日の期間において518件(2014年10月7日検索)であった。『毎日新聞』における該当件数は1872年3月29日から2014年10月22日の期間において424件(2014年10月22日検索)であった。

これらの記事を電子的に処理し、後述の分析に利用した。

3.2 質的分析

まず質的分析の概観を示す。

言語学および社会学などにおいては、言語使用の背後にある政治性を分析するプログラムである批判的ディスコース¹¹分析(CDA)(Fairclough, 2003)が、さまざまな社会問題の研究に用いられてきた。古くは斎藤による「ウーマン・リブ運動」の分析がある(斎藤, 1998)。障害を対象としたものは、日本においては筆者の知る限り見られ

ない。一方、海外ではGrue(2015)による、ノルウェー王国における障害のディスコース形成についての研究がある。近年の日本において公表されたCDAによる研究には、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に関するもの(名嶋, 2015; 高木, 2015)がある。本稿はこうしたプログラムを発達障害にかかるメディア・テキストの分析に応用する。

質的分析にかかり、以下の手順を踏んだ。

- (1) 収集された記事の見出しリストより、「事件」¹²、「特別支援教育」、「発達障害者支援法」に関する記事を分類し、それぞれの関連記事本文のサブコーパス¹³を作成した。
- (2) 各サブコーパスにおいて、「個人モデル」および「社会モデル」に関するディスコース群(Fairclough, 2003)¹⁴を抽出し、記事内の該当箇所を抜粋したファイルを作成した。ディスコース群の抽出については、名嶋(2015)および高木(2015)による東京電力福島第一原子力発電所事故に関するメディア・テキストの分析に用いられた枠組みを援用した。
- (3) (2)で作成したファイルにおいて文法および意味の分析を行った。

なお、分析の対象とした記事の件数は表1の通りである。

11 英語の“Discourse”は日本語の学術用語としては「談話」、「言説」、あるいは「ディスコース」などと表記されるが、本研究においては「ディスコース」が「談話」および「言説」の両方の意味を含んでいることから、とくに定めのない限りは暫定的に“Discourse”のカタカナ表記である「ディスコース」を用いる。

12 殺人事件などの犯人が精神鑑定によって「広汎性発達障害」や「アスペルガー症候」などの診断を受けた例や、これらの診断を持つ子供の家族が殺害を試みた例などである。

13 本稿においては、該当カテゴリーに関する記事全文の集合体を指す。

14 「ディスコース群」(Discourses)は以下のように定義される。

私は、ディスコース群を世界のさまざまな側面を表象する方法として考えている。世界とは、物質世界の過程と関係と構造、そして思考、感情、信念などの「精神的世界」、そして社会的世界である。世界の特定の側面は、それぞれ異なって表象されるので、概して、私たちは、異なるディスコース群の間の関係を考えるべき立場にいる。(Fairclough, 2003: 187)

Faircloughのいう「精神的世界」ないし「社会的世界」に、障害学における「個人モデル」(医学モデル)ないし「社会モデル」が含まれるか否かについては、社会理論上の精密な議論が必要ではあろうが、本稿では試みとして「ディスコース群」の考え方を援用する。

表1 サブコーパスの件数(単位:件)

	『朝日新聞』	『毎日新聞』
事件	54	53
特別支援教育	10	11
発達障害者支援法	5	6

3.3. 量的分析

量的分析においては、発達障害者支援法の制定に代表される政策行動が、ディスコースにおける否定表現の頻度に影響をおよぼしたか否かについて分析を行った。分析においては、西暦2004年における発達障害者支援法制定の影響について、その有無を検討した。

渋谷 (2011)は発達性協調運動障害 (DCD) に対する大学生および専門学校生の評定を、「不器用」という語に着目してテキストマイニングの手法によって解析し、専門家による認識と学生によるその相違を指摘した。つまり、言語は今もなお障害に対する認識を伝達するにあたっては必ずしも有効に機能している道具ではなく、とくに否定表現については考察と議論の余地があるということである。

本章第1節にて述べた『朝日新聞』および『毎日新聞』の記事に対して、それぞれの社による記事のコーパスを2004年12月31日で区分した。そして、同日以前の記事を「2004年以前」と区分し、2005年1月1日以降の記事を「2005年以降」と区分した。この二つを横軸にまとめ、「時期区分」と命名した。そして、形容詞「ない」と助動詞「ない」をまとめて縦軸とし、「『ない』の用法」と命名した。この2軸についてクロス集計表を作成した。

分析には、統計解析プログラミング言語R (R Core Team, 2015) を用いて、クロス集計表によるカイ二乗検定による分析を行った。形態素解析にはRMeCabパッケージ(石田, 2015)を用いた。

4. 質的分析の結果

4.1 記事本文の分析

つぎに、記事本文の質的分析に入る。ここでは、障害のモデルを用いた分析と、否定表現の用法にかかる分析について述べる。まず障害のモデルによる分析について述べ、次いで否定表現の用法にかかる分析について述べる。

4.1.1 障害のモデル

障害をとらえるにあたっては、明確な視点としての「モデル」が存在する。¹⁵ 「個人モデル」(「医学モデル」とも呼ばれる)と「社会モデル」は、「障害学」(Disability Studies) という学問領域において対立的に用いられる概念である。双方のモデルには様々な定義があるが、本稿においてはグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国(イギリス)の文脈におけるバーンズ他(Barnes et al., 1999)による定義を用いる。

その定義によれば、「個人モデル」ないし「障害の個人アプローチ」の焦点は「身体的な“異常”、不調または欠陥、“障害”あるいは機能的制約の“原因”を探求すること」(Barnes et al., 1999: 37)である。一方、「社会モデル」ないし「障害の社会的アプローチ」は「障害の個人アプローチ」に対する、イギリスの障害者による異議申し立てであった。彼らは「インペアメントのある人々を無力化するのは社会であり、それゆえ何らかの意味のある解決方法は、個人の適応やりハビリテーションというよりは、むしろ社会的な変化へと向けられるべきだということ」を主張した」(Barnes et al., 1999: 45)。これらをごく簡単に要約すると、医学モデルないし個人モデルは、障害による不利益の原因を人間の身体の医学的欠損に求め、社会モデルはそれを社会構造に求める、ということになる。

本節においては、個人モデル、社会モデル、そしてそれらの共起について文例をあげながら述べる。

15 障害のモデルは、多様な学問領域において様々なものが示されてきた。Miyazaki(2015)を参照のこと。

4.1.2 個人モデル(医学モデル)

各サブコーパスにおいて散見されるディスコース群は、個人モデルである。とくに、次の(1)のように教育の文脈においては、発達障害児者の能力に疑義を唱える表現が目立つ。

(1)「一見すると、何の問題もないやり取りのようだが、3人は普通の教室ではうまくコミュニケーションがとれず、友達もなかなかできない。」

(2009年7月4日『毎日新聞』東京朝刊)

(下線は筆者による。以下の例においても同様。)

上記の例においては、「ず」や「ない」といった否定表現を多用している。この語法については後述するとして、ここではその意味について論じる。コミュニケーションや友達づくりは相互作用の問題であって、個人の診断ないし器質的障害のみに帰す問題ではないはずである。この表現による説明は、障害児と相手の相互の責任によって成立するはずの対人関係の不成立の責任を障害児の能力に帰しているとみられる。¹⁶

一方、「事件」サブコーパスにおいては、次の(2)のように、発達障害のひとつとされるアスペルガー症候群を器質的な問題として示唆している表現もある。

(2)「はっきりした原因は分かっていないが、遺伝、胎児期や出産期の異常などが指摘されている。親の愛情不足など育て方は関係なく、発達障害の一種だ。」

(2000年12月29日『毎日新聞』東京朝刊)

この記事は、アスペルガー症候群に関する啓

発冊子を紹介したものである。つまり、当事者への社会的な偏見を減らすための活動を紹介するものである。その活動における主張の根拠として「遺伝、胎児期や出産期の異常」という言及をおこなうことにより個人モデルが用いられているともいえる。

上記の例を見る限りでは、個人モデルは能力の欠損を指摘する一方で、当事者と社会との関係を議論する際にも用いられているといえる。

4.1.3 社会モデル

社会モデル的な視点には「社会への啓発」や、「支援体制強化の要求」などが含まれる。数としては個人モデルよりも少ないが、次の(3)のように、啓発を求める記事がみられる。

(3)「近隣の障害者の保護者らでつくる[団体 α]の会長[X]さん(51)は『障害者イコール危険』という偏見につながる恐れがある』と心配する。」

(2008年12月9日『朝日新聞』東京朝刊)

([団体 α]および[X]の部分には特定団体名および個人名が含まれるため筆者により匿名とした)

この引用には、発達障害の診断を受けた者が罪を犯すことにより発生しうる発達障害児者への偏見を防止したい、との意図が推測できる。そもそも、障害に何が加われば「危険」にあたるのかは議論が必要であり、この議論なくして社会への啓発は不可能ではないだろうか。

そして、「発達障害者支援法」サブコーパスにおいては、次の例(4)のように支援体制の強化を求める議論が多くみられる。

¹⁶ この事例が示しているものは「状態」であって「原因」ではないことから、個人モデルではなく社会モデルとして捉えることも可能ではないか、との指摘を査読者からいただいた。本稿ではバーンズ他(1999)の定義が身体的な異常、不調、欠陥に焦点をあてていることに着目し、この事例を暫定的に医学モデルに含めた。しかし、人間関係の形成が社会的行動であることと、その一方で発達障害が脳機能の障害として認知されていることを鑑みると、この事例を特定のモデルに落としこむには、更なる議論が必要ではないかと考えられる。

(4)「こうした発達障害は早期に見つけ対応することで、カバーできる部分も多い。しかし障害者基本法に定める、『身体』『知的』『精神』障害には含まれないため、『制度の谷間』となり、十分な援助が行われてこなかった。」

(2005年5月4日『毎日新聞』東京朝刊)

この記事は、超党派の議員連盟により提出された発達障害者支援法の法案をめぐる記事である。この引用では従来の法制度の不備を指摘している。そして、後述する支援体制の充実への議論につながる。

4.1.4 個人モデルと社会モデルの共起

個人モデルと社会モデルが共起している事例が複数見られた。それらの中には、個人モデルと社会モデルの双方の視点が提示されて、論理的に関連しているものもあった。

(5)「読み書きや計算など、特定の分野だけ学ぶことが困難な学習障害。じっとしていられず衝動的に動いてしまう注意欠陥多動性障害。コミュニケーションや対人関係がうまくいかない自閉症やアスペルガー症候群。」

【中略】

「早いうちに一人ひとりに合った援助があれば、能力を十分に伸ばし、社会人として自立できる場合が少なくない。国会で密度の濃い議論を重ね、できるだけ早い時期の実施をめざしてもらいたい。」

(2004年8月18日『朝日新聞』東京朝刊)

この記事は、発達障害者支援法の成立を前にした社説である。冒頭で個人モデルに基づいた否定表現をもって発達障害を説明する。そして、それを前提として支援体制の強化を社会に求めている。そして、それによって自立が可能だとい

が、何をもって「自立」とするのかについては言及がない。

一方、次の(6)は、特別支援教育が着目される中で行われていた民間団体による支援を取りあげた記事である。

(6)「代表理事の[Y]さんは「発達障害は、親の育て方や先生の指導が悪くて起こるのではない。認知が広まり、特別な目で見ることなく普通に受け入れられるようになれば」と話す。」

([Y]の部分には個人名が含まれるため筆者により匿名とした)

(2008年1月21日『毎日新聞』東京朝刊)

この例においては、個人モデルによって「障害は親のせいではない」といい、社会モデルにより啓発を訴える。そこには、親と社会を切り離して考える前提があるともいえる。

以上の考察により、本節においては、障害モデルを通じた発達障害の言語的表象を論じた。個人モデルは障害の責任を個人の医学的欠損に帰し、社会モデルはそれを社会構造に帰すものである。しかし、実際にはこの二つのどちらかが突出しているわけではなく、相互作用的に絡みあっていることが明らかとなった。つまり、新聞が発達障害について作りあげているディスコースは、「個人の問題でも社会の問題でもある」ということになる。それでは、このようなディスコースの形成にあたって、具体的に言語表現はいかに作用しているのか。次項では、この点について述べる。

4.2 否定表現

本項においては、否定表現について掘り下げてみたい。否定表現には、語彙的否定形式と文法的否定形式がある(塚原, 1990; 工藤, 2000)。前者は「不」「無」などの接頭辞をつけて語彙に否定の意味

を持たせることである。後者は否定形式の構文を用いることである (Ibid.)。本稿は文法的否定形式に焦点を当て、語彙的否定形式については今後に譲る。

日本語の否定表現については過去にさまざまな研究がなされてきたが、本稿において扱うディスコースの観点からの研究については、メイナード (2004) を挙げることができる。小説における否定表現を分析したメイナード (2004) は否定文の機能について次のように述べている。「『は』を伴った否定文もそれ以外の否定文も、コントラストするコンテキストで用いられ、その基本的な機能は、否定する立場を明確に意図的に表現するという言語主体の行為を実現することである。」(メイナード, 2004: 158)

一方、新聞における否定表現の傾向を日本語教育の立場から分析した鮎澤 (1990) は、論説文において婉曲表現が多用されていることを指摘し、次のように考察している。「日本人は率直にものを言わない、表現しないとされるがそのひとつの原因がこのような婉曲表現を好んで使うことと関係があるのではないかと思われる。」(鮎澤, 1990: 24)

メイナード (2004) と鮎澤 (1990) は対立しているようにも見える。しかし、文章のジャンルおよび対象者によって、否定表現の修辭的用法の傾向が変動しうることが考慮する必要はある。

本節においては、第3章において言及した『朝日新聞』および『毎日新聞』のコーパスより社説記事を抜粋し、否定表現「ない」を含む文を抜粋し検討した。社説は新聞においては各社の主張を示す作用を持ち、その言語表現においては、書き手の意図あるいは書き手が自覚しない認知の内容が反映されると思われる。件数は『朝日新聞』においては9件、『毎日新聞』においては21件であった。題材は、児童福祉制度から就労、政局、殺人事件などを含み、多岐にわたる。

上記2紙のコーパスにおいてもっとも早くに刊

行された記事は1990年7月27日に『朝日新聞』に掲載された社説「施設がだんだん遠くなる (社説)」である。東京都の精神薄弱者更生施設が設置基準の問題から、東北地方などといった、東京から離れた地域に設置されている状況を検証した社説である。この当時における発達障害の概念は現在の日本の行政が用いているものとは異なり、知的障害を含むものと考えられる。それでも、障害をめぐるディスコースの形成を検討するには示唆を含むと考え、以下に引用する。

(7)「東京は活力と魅力のある都会だ。しかし、自分で自分を守る力のない人々には、だんだん冷たい都会になっていく。」

(『朝日新聞』1990年7月27日社説)

この社説においては、障害者は能力のない者として描かれている。「自分で自分を守る力」の所持を「ない」によって否定されているためである。そして、彼ら・彼女らが東京から遠く離れた土地の施設に住まざるをえない状況の背景については、以下のように論じられている。

(8)「もちろん、利用する人自身が希望して生まれ育った土地を離れるのなら、何の問題もない。秋田も山形もいい土地だ。しかし、現実には、ご本人は、十分に説明されることもなく、意思も確かめられず、知らないうちに入所が決められることが多い。「本人のためによかれと思って」「話しても分からないから」「話せばいやだと言うに決まっているから」と関係者はいう。」

(『朝日新聞』1990年7月27日社説)

上記引用の第1文目においては、「利用する人自身が希望して生まれ育った土地を離れるのなら」との仮定における問題の所在を否定している。し

かし、これはいわば英語における仮定法のような表現であって、当時の現実においては説明の不在を「ない」によって指摘している。そして、この社説の終わりには以下の文が示されている。

(9)「だれにも優しい都会をつくる――それが、これからの都市経営の理念ではないか。」
 (『朝日新聞』1990年7月27日社説)

つまり、社会が障害者を隔離せず包摂することが重要であるということは、すでに西暦1990年の時点で新聞のディスコースに存在していたといえる。しかし、このあと西暦2004年における発達障害者支援法の制定や、西暦2006年の国際連合による*Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)* (United Nations, 2006)の制定などによって、「ない」の用法は発達障害のある人々の能力上の困難を表現するために用いられる一方で、日本社会による包摂の重要性を一層強く説く方向性を強めることになる。

以下は、発達障害者支援法の制定を前にした2004年8月18日に『朝日新聞』において掲載された社説の引用である。先述した事例を含むが、あえて再掲する。

(10)「コミュニケーションや対人関係がうまくいかない自閉症やアスペルガー症候群。」
 (『朝日新聞』2004年8月18日社説)

つまり、「コミュニケーションや対人関係」の困難が「ない」によって示されているのである。一方、次の例(11)が示すように、この社説の後半においては、「ない」が希望観測的に用いられている。

(11)「早いうちに一人ひとりに合った援助があれば、能力を十分に伸ばし、社会人として

自立できる場合が少なくない。」
 (『朝日新聞』2004年8月18日社説)

先に鮎澤(1990)を通して新聞記事における婉曲表現の使用傾向に言及したが、その傾向は21世紀においても消滅していないことが考えられる。この社説は、「社会人として自立できるはずである」とは書かずに、「自立できる場合が少なくない」と述べることによって、政治経済的な強い主張を避けつつも、発達障害者支援法などの法政策によって開けつつある展望を述べているのである。

その傾向は2009年に鳩山由紀夫第93代内閣総理大臣の下で内閣府に設置された障がい者制度改革推進本部に言及した2009年12月18日の『毎日新聞』の社説における例(12)の文にも顕著である。国際連合によるCRPD制定の過程における当事者たちの主張に言及し、次のように述べている。

(12)「福祉を施される対象ではなく、自ら政策決定する主体になるべきだというのだ。」
 (『毎日新聞』2009年12月18日社説)

上記の引用において、当事者たちの主張は記者によって次のように解釈されているとみられる。つまり、当事者たちは自分たちが「福祉を施される対象」である現状を認識し、それを変化させようとしているのである。それを表現するために記者は「ない」を用いているとみられる。そして西暦2010年代に入ると、日本における経済成長の行き詰まりや、国家財政の危機的状況などを踏まえ、障害者などの社会参加に言及するために「ない」が用いられる傾向はさらにみられるようになる。それは、北海道のある町における精神障害者の自立支援の取り組みに言及したあとに添えられた以下の例(13)にみられる。この社説は発達障害にも言及しており、一定の示唆を持つものと考えられるので引用する。

(13)「成長に貢献できないから排除するのはなく、どんな人も自分の存在を肯定でき、同じ時代に生きる仲間を信頼できる。」
(『毎日新聞』2010年1月5日社説)

以上の例にみられるように、「ない」は障害者の能力の否定に用いられてきた。ところが、次第に社会における問題の批判に用いられるようになり、むしろ障害者の自立の推進を主張するべく用いられてきた表現であるといえる。

ただし、この分析において留意すべきことは、「ない」の用法の変化の度合いが主語によって異なるという点である。言語としての日本語の特徴のひとつは「主語がなくても文が成立する」ことにあるが。しかし、例(7)から例(13)までの文例を検討すると、時系列に見て例(7)、例(10)、例(11)、例(12)における「ない」の主語は、省略されたものも含めると、すべて(発達)障害者である。この間、障害者をめぐる「ない」の用法は、これらの文例を見る限りにおいては、時期の変遷とともに「能力の否定」のみならず「自立の支援」を含めるようになってきているとも言える。

例(8)においては複数の文が連なっているが、やや射程の異なる主語がいくつか読み取れる。「もちろん、利用する人自身が希望して生まれ育った土地を離れるのなら、何の問題もない。」の主語は「(福祉施設を)利用する人自身における問題」であろう。「しかし、現実には、ご本人は、十分に説明されることもなく、意思も確かめられず、知らないうちに入所が決められることが多い。」の主語は、「ご本人」であり、「利用する人」である。つまり障害者のことである。「『本人のためによかれと思って』『話しても分からないから』『話せばいやだと言うに決まっているから』と関係者はいう。」の引用部分における「ない」の主語は「本人」、「利用する人」、すなわち、やはり障害者である。この

記事は1990年のものであるが、引用一文目の「もちろん、…」は「問題」と「ない」のいわば二重否定である。しかし、総じて障害者は様々に問題を指摘されていた。

一方、例(9)の主語は「都市経営の理念」、例(13)の主語は「社会」といえる。例(9)は「ない」を疑問文で用いている。また、例(13)は「排除するのではなく」という表現を含んでおり、これは「排除」という名詞を「ない」で否定する二重否定とも捉えられる。これらの2文例は社会環境を論じているが、どちら障害者に対して排除的な社会への問題提起といえる。このような問題提起は、近年は盛んになってきたが、決して新しいものではなかったということになる。

このように、主語の相違を考慮しながら否定表現の作用を考察すると、2点の示唆が得られた。一点目は、障害者自身は長らく能力を否定されたものの、言語表現によって自立を後押しされるようになったことである。二点目は、社会システムがそうした人々を包摂しなかったことは、古くから指摘されてきたということである。

ここまでは、個人モデルと社会モデルを軸として、発達障害の概念の取り扱いについての事例を挙げた。さらに、否定表現の作用について考えた。とくに「社会モデル」のディスコース群においては、啓発や自立への展望が背景にある表現が多く見られた。

その一方で、否定表現に焦点を当てると、様相がやや異なってくる。「ない」の文脈を注視すると、そこには社会の変革を求める記者の意向が見て取れる。しかし、現在の日本社会のあり方を「普通かつ改革不可能のもの」という前提のもとに、発達障害の当事者を、適応するための訓練の対象と論じる傾向も両紙において示された。

5. 量的分析の結果

本章では、量的分析の結果を記す。

まず、『朝日新聞』について検討した(表2)。その結果、 χ^2 値=1.0443 (df=1)、有意確率 $p=.3068$ (有意水準 $p<.01$)となり、『『ない』の用法』と「時期区分」に有意関連は見出されなかった。よって、帰無仮説『『ない』の用法』と『時期区分』に関連はないが採択され、法律の制定が「ない」の頻度に強い影響を与えてはいないことが示された。

表2 『朝日新聞』における「ない」の時期区分別頻度

「ない」の用法	時期区分	
	2005年以降	2004年以前
ない(形容詞)	490	189
ない(助動詞)	2006	698

$$\chi^2=1.0443(df=1) p=.3068$$

なお、『朝日新聞』における「ない」の用法にかかる期待値は表3の通りであった。

表3 『朝日新聞』における「ない」の頻度の期待値

「ない」の用法	時期区分	
	2005年以降	2004年以前
ない(形容詞)	500.9707	178.0293
ない(助動詞)	1995.0293	708.9707

加えて、相関分析を行った。ピアソンの積率相関係数は0.889¹⁷であった。これが8を上回るものであったことから、2004年以前および2005年以降におけるテキストデータにおける内容に強い相関が認められた。換言すれば、2004年における発達障害者支援法の制定が否定表現「ない」の用法におよぼした影響は弱いものといえる。

『毎日新聞』についても同様の検討を行った(表4)。その結果、 χ^2 値=7.198(df=1)、有意確率 $p=.3962$ (有意水準 $p<.01$)となり、『『ない』の用法』と「時期区分」に有意関連は見出されなかった。よって、帰無仮説『『ない』の用法』と『時期区分』に関連はないが採択され、発達障害者支援法の制定が「ない」の頻度に強い影響を与えてはいないことが示された。

表4 『毎日新聞』における「ない」の時期区分別頻度

「ない」の用法	時期区分	
	2005年以降	2004年以前
ない(形容詞)	392	120
ない(助動詞)	1455	495

$$\chi^2=0.7198(df=1) p=.3962$$

なお、『毎日新聞』における「ない」の用法にかかる期待値は表5の通りであった。

表5 『毎日新聞』における「ない」の頻度の期待値

「ない」の用法	時期区分	
	2005年以降	2004年以前
ない(形容詞)	384.104	127.896
ない(助動詞)	1462.896	487.104

加えて、上記の結果をもとに相関分析を行った。ピアソンの積率相関係数は0.991¹⁸であった。これが9を上回るものであったことから、2004年以前および2005年以降におけるテキストデータにおける内容に強い相関が認められた。換言すれば、発達障害者支援法の2004年における制定の否定表現「ない」の用法におよぼした影響は、『朝日新聞』におけるそれと同じく弱いものといえる。

以上の分析により、少なくとも文法的否定形式については、発達障害者支援法に限っていえば、その制定が使用頻度に大きな影響を及ぼしたわけではないことが明らかとなった。この傾向は『朝日新聞』においても『毎日新聞』においてもほぼ同様であった。

このことは、量的分析におけるいくつかの課題を指摘しているといえる。一点は、特定のイベントが言葉の用いられ方を大きく左右するとは限らないということである。もう一点は、特定の語の用法や文脈を考察するには、質的分析が必要であるということである。ただし、より多岐にわたる量的手法を用いることで、語の共起関係と意味のつくられ方の相関を検証することは可能かもしれない。この点は、今後の研究課題としたい。

17 小数点第4位以下切り捨て。

18 同上。

6. 考察

上記の各章においては、質的・量的側面の双方から、発達障害の概念の新聞記事における表象を分析した。とくに、障害モデルを一つの枠組みとして用い、さらには否定表現「ない」の用法との相関を検証した。その結果、発達障害の概念が医学的かつ社会的な現象として相互作用的に捉えられていることが示唆された。そして、否定表現「ない」の多様な用法によって、近年は発達障害が必ずしも忌避されるものではなく、自立支援の対象とも捉えられてきたことが明らかとなった。そのことを、少しかみ砕いて以下の3点にまとめる。

第一は、日本の発達障害は「個人の問題」(個人モデル)としても「社会の問題」(社会モデル)としても捉えられていることである。英米においては、身体障害を中心として障害が「個人の問題」とばかり捉えられていたことに対して反発が生まれた。その結果として社会モデルが主張されてきた。しかし、日本における発達障害については、「個人の問題」と「社会の問題」という二つの観点から、関連する問題の解決が模索されている。

第二は、四字熟語としての「発達障害」を含む記事数が21世紀初頭に急増したにもかかわらず、否定表現が法政策の影響を量的には及ぼさなかったことである。つまり、特定の法律が成立することが、その法律の対象についてのイメージの形成を大きく左右するとは限らない、ということである。

第三は、今回の研究素材とした2紙に関しては、「ない」の作用が障害者の能力の否定にとどまらず、政治・経済体制に対する提言にいっそう踏み込むようになったことである。この背景として考えられる要因には、CRPD制定に代表される、障害者の人権に対する考え方の大きな変化が考えられる。かつては、日本のみならず国際的に見ても、障害者は否定と隔離の対象であった。現在にもその名残はある。ところが、「福祉国家」と呼ばれる国々において障害者の積極的な包摂がなされ

るようになった。そして、ジャーナリズムはそれらを日本社会に紹介する役割を担い、言語表現を創出する新聞記者たちの思考にも影響を及ぼしたと考えられる。そのことによって「ない」の用法にも幅ができたと考えられる。

以上のように、本稿は法政策や社会環境の変化が、ひとつの言語表現である「ない」にある程度の質的变化をもたらしていることを示した。問題は、これらの変化と言語表現の質的な経年変化に何があるのか、という点である。この部分については今後の研究課題としたい。

7. 結論

以上の通り、本稿においては発達障害の概念の新聞記事における用法を、障害を観察する視点である障害モデルと否定表現「ない」の用法の相関を見ることにより論じた。ただし、注視しなければならない点もある。それは、マスメディアにおける言語使用と社会における意識の連動の有無ないし強弱の問題である。とくに新聞は20世紀ないしそれ以前に比べれば、関心を持たれないメディアであるとも捉えられている。すると、新聞における言語使用が必ず社会において変化を及ぼしていること、ないしその逆があると断定することは早計である。

筆者は、そのような限界を認識しつつも、マスメディアにおける言語使用を詳細に見ていくことにより、「言語がどのようにして、概念を公的に形成しているか。そして政策といかに関わっているのか」という問いに対して回答を出すことが必要であると考えられる。

本稿は研究対象を『朝日新聞』と『毎日新聞』に限り分析を行った。筆者は、今後は他の新聞ならびに他種の活字媒体に分析対象を広げ、イデオロギーの相違による言語表現の変異を検証することを視野に入れている。また、否定表現と他の語の共起関係の検証や、他の障害における言語表現と

の比較も計画している。これらの分析により、発達障害のディスコース形成を多角的に分析することが可能となるであろう。また、書き手の認知構造はテキストを表層的に分析するのみでは理解が困難であり、認知言語学的な考察も必要であろう。

全体的に言えば、これらの分析を積み重ねることにより、社会的弱者とされる人々をめぐる言語空間のメカニズムを解明し、いかにそのメカニズムに介入していくのかという課題について思考しなければならない。そのことが、言語研究が総合政策学ないし政策研究においてなしうる貢献のひとつともいえる。

引用文献

- (APA) American Psychiatric Association (2013) *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth Edition (DSM-5)*. Arlington, VA: Author.
- 『朝日新聞』(1990年7月27日)社説「施設がだんだん遠くなる(社説)」『開蔵IIビジュアル』より。
- 『朝日新聞』(2004年8月18日)社説「支援の法づくりを早く 発達障害(社説)」『開蔵IIビジュアル』より。
- 『朝日新聞』(2008年12月9日)「近くで女の子の悲鳴 遺体発見 時刻ごろ 東金遺棄現場」『開蔵IIビジュアル』より。
- 鮎澤孝子(1990)「新聞と否定表現」『日本語学』9(12), 18-27.
- Barnes, Colin, Geof Mercer, & Tom Shakespeare (1999). *Exploring disability: a sociological introduction*. Cambridge: Polity. (杉野昭博, 松波めぐみ, 山下幸子訳(2004).『ディスアビリティ・スタディーズ イギリス障害学概論』明石書店).
- Fairclough, Norman (2003) *Analyzing discourse: textual analysis for social research* London:Routledge. (日本メディア英語学会メディア英語談話分析研究分科会訳(2012).『ディスコースを分析する』くろしお出版).
- 『学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)』(1947) <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>> (2015年12月17日)
- Goto, Yoshihiko (2009) Cultural Commentary: Critical Understanding of the Special Support Education in Social Contexts. *Disability Studies Quarterly* 28(3). <<http://dsq-sds.org/article/view/117/117>> (2015年6月30日)
- Grue, Jan (2015) *Disability and discourse analysis*. Farnham, Surrey: Ashgate.
- 『発達障害者支援法(平成十六年法律十二月十日法律第百六十七号)』(2004) <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO167.html>> (2015年12月15日)
- 市川宏伸(2008)『自閉症を学びなおす』東京自閉症センター。
- 石田基広(2015) *RMeCab*. <<http://rmecab.jp/wiki/index.php?RMeCab>> (2015年12月15日)
- 石川憲彦(2005)「自閉症スペクトラムの社会的処遇 発達障害者支援法の成立をめぐって」『精神医療 第4次』, 37. 51-60.
- 木村祐子(2015)『発達障害支援の社会学 医療化と実践家の解釈』東信堂。
- 小坂啓史 (2009)「『発達障害』概念の政策対象化と問題構制」『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』, 120. 35-48.
- 工藤真由美(2000)「否定の表現」『日本語の文法2 時・否定と取り立て』金水敏, 工藤真由美, 沼田善子(共著) 93-150. 岩波書店。

- 『毎日新聞』(2000年12月29日)「少年の刺殺事件で注目「アスペルガー症候群」——ガイドブックを出版」『毎索』より。
- 『毎日新聞』(2004年5月14日)「発達障害者支援法案：成立後の施策、関係者から期待の声 できたら生涯一貫体制を」『毎索』より。
- 『毎日新聞』(2008年1月21日)「新教育の森：発達障害の生徒特別支援スタート 市民団体も学外からサポート」『毎索』より。
- 『毎日新聞』(2009年12月18日)社説「社説：障害者制度改革 真の「自立」のために」『毎索』より。
- 『毎日新聞』(2009年7月4日)「新教育の森：発達障害の子供が落ち着き取り戻す 特別支援教育のいま」『毎索』より。
- 『毎日新聞』(2010年1月5日)社説「社説:2011扉を開こう 安心できる生活基盤を」『毎索』より。
- メイナード, 泉子, K. (2004) 『談話言語学 日本語のディスコースを創造する構成・レトリック・ストラテジーの研究』くろしお出版。
- 宮崎康支 (2014) 「新聞記事データベースにみる発達障害とその周辺概念の変遷」障害学会第11回大会ポスター報告。 <http://www.jsds.org/jsds2014/poster/jsds11_poster06.html> (2015年12月15日)
- Miyazaki, Yasushi (2015) Characterizing Traditional and Nontraditional Models of Disability. *KGPS Review: Kwansai Gakuin Policy Studies Review*, 21, 1-13.
- 宮崎康支 (2015) 「新聞記事における『発達障害』概念の批判的ディスコース分析」『社会言語科学会第36回大会発表論文集』, 118-121.
- 宮崎康支 (2016) 「『発達障害』概念と否定表現—新聞記事コーパスにおける計量分析から—」『国立国語研究所時空間変異研究系公開研究発表会予稿集』, 55-64.
- 文部科学省 (1999) 『学習障害児に対する指導について(報告)』 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm> (2014年10月31日)
- 文部科学省 (2003) 『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm> (2014年10月31日)
- 文部科学省 (2012) 『「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」調査結果』 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afidfile/2012/12/10/1328729_01.pdf> (2016年3月30日)
- 文部科学省 (2015) 『特別支援教育について』 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm> (2015年12月15日)
- 村上満, 一ノ山隆司, 舟崎紀代子, 山本小百合, 吉岡一実 (2013) 「『障害者』と『障がい者』の表記イメージに関する研究」『醫學と生物學:速報學術雑誌』, 157(6-3), 1356-1360.
- 内閣府 (2015) 『障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、差別禁止部会』。 <<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>> (2015年12月15日)
- 名嶋義直 (2015) 「福島第一原子力発電所事故に関する新聞記事報道が社会にもたらす効果について—見出しが誘発する読者の解釈—」名嶋義直・神田靖子(編)『3.11原発事故後の公共メディアの言説を考える』, 199-239, ひつじ書房。
- 野沢和弘・北村肇(編) (2006) 『発達障害とメディア』現代人文社。
- R Core Team (2015) *R: A language and environment for statistical computing* R Foundation for Statistical Computing, Vienna, Austria. <<http://www.R-project.org/>> (2015年12月15日)
- 斉藤正美 (1998) 「クリティカル・ディスコース・アナリシス：ニュースの知/権力を読み解く方法論：新聞の「ウーマン・リブ運動」(一九七〇)を事例として」『マス・コミュニケーション研究』52, 88-103.
- 渋谷郁子 (2011) 「『不器用』という語の用いられ方—子どもの動作不全を記述する用語としての検討—」『特殊教育学研究』48(5), 361-370.
- 清水将之 (2005) 「アスペルガー症候群余話」、『そだちの科学』5, 102-104.
- 『障害者基本法(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)』(1970) <<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO084.html>> (2016年4月13日)
- 杉野昭博 (2014) 「ショウガイの表記をめぐる議論」『よくわかる障害学』杉野昭博・小川喜道(編) 18-19, ミネルヴァ書房。
- 鈴木智之 (2013) 「『心の闇』と動機の語彙 犯罪報道の一九九〇年代」青弓社
- 高木佐知子 (2015) 「電力会社の広報にみる理念と関係性—電力需給と節電に関するプレスリリースの一考察—」名嶋義直・神田靖子(編) 『3.11原発事故後の公共メディアの言説を考える』, 15-51, ひつじ書房。
- 立岩真也 (2014) 『自閉症連続体の時代』みすず書房。
- Teruyama, Junko (2014) *Japan's new minority: Persons with hattatsu shōgai (developmental disability)* Doctoral Dissertation, Department of Anthropology, the University of Michigan, Ann Arbor, Michigan. <<http://hdl.handle.net/2027.42/108969>> (2016年3月29日)
- 塚原鉄雄 (1990) 「否定表現雑感」『日本語学』9(12), 4-9.
- United Nations (2006) *Convention on the Rights of Persons with Disabilities*. <<http://www.un.org/esa/socdev/enable/rights/convtexte.htm>> (2015年12月15日)
- O' Dell, Lindsay, and Charlotte Brownlow (2005) Media reports of links between MMR and autism: a discourse analysis. *British Journal of Learning Disabilities* 33, 194-199.